

新型コロナウイルスに係る中小企業・小規模事業者対策について

●事業者向け持続化給付金について

国において、特に大きな影響を受ける事業者に対し、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金の支給をおこないます。

給付額: 中小法人等は 200 万円、個人事業者等は 100 万円
(ただし、昨年 1 年間の売上からの減少分を上限とします。)
※1 度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

給付の要件や申請方法など詳しくは、持続化給付金事務局ホームページ
<https://www.jizokuka-kyufu.jp/> をご覧いただくか、
持続化給付金事業コールセンター 電話:0120-115-570 にお問合せください。

●休業要請支援金(府・市町村共同支援金)について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、大阪府から施設の使用制限による休業要請等を受け、特に深刻な影響を被っている中小企業・個人事業主を対象に、家賃等の固定費を支援し、将来に向けて、事業継続を下支えする「休業要請支援金(府・市町村共同支援金)」について、大阪府と共同して実施します。

支給額: 中小企業 100 万円、個人事業主 50 万円
※支援金の支給は 1 事業者につき 1 度になります。

支給の要件や対象となる施設、申請方法など詳しくは、大阪府ホームページ
<http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kyugyoshienkin/index.html> をご覧いただくか、
休業要請支援金相談コールセンター 電話:06-6210-9525 にお問合せください。

●セーフティネット保証等の郵送申し込みの実施について

セーフティネット保証や危機関連保証等の融資申請について、本市の産業総務課分室の窓口にて申請の受付を行ってまいりましたが、今般のコロナウイルス感染症に対する感染防止の観点から、一部の融資制度について郵送による申請受付を開始いたします。

郵送での申込方法等については、産業総務課のホームページ
<http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000027291.html> をご覧いただくか、
産業総務課 電話:06-4309-3174 にお問合せください。

窓口においても、認定書の発行は、引き続き実施していますが、相談件数が著しく増加していることから、当日中の認定書発行ができかねる場合がございます。窓口にご来庁される場合は、できるだけ早い時間帯にお越しいただきますようお願いいたします。

産業総務課分室(金融相談窓口)
東大阪市荒本北一丁目 4 番 17 号 クリエイション・コア東大阪 北館 3 階 304 号室
平日午前 9 時～午後 5 時 30 分(但し、午後 12 時～午後 12 時 45 分は除く)

お手数ですが、中小企業だよりの配信をストップする方は、「貴社名」・「FAX番号」を、メール配信への切替を希望の場合は、「貴社名」・「FAX番号」・「メールアドレス」を下欄に記載のうえ、FAX(06-4309-3846)ください。

貴社名:

FAX:

メール: